

京都市違法駐車等防止条例の一部を改正する条例（平成22年3月19日京都市条例第56号）（文化市民局市民生活部サービス事業課）

道路交通法の一部を改正する法律（平成21年法律第21号）の施行により新たに高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車が禁止されることに伴い、京都市違法駐車等防止条例第2条第2号に規定する違法駐車等の定義を変更することとしました。

この条例は、平成22年4月19日から施行することとしました。

京都市違法駐車等防止条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第56号

京都市違法駐車等防止条例の一部を改正する条例

京都市違法駐車等防止条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「若しくは第49条の2第3項」を「、第49条の3第3項若しくは第49条の4」に改め、同条第3号中「よって」を「より」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月19日から施行する。

(文化市民局市民生活部サービス事業課)